

告示第59号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島市建設部建設課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和7年6月30日

宇和島市長 岡原 文彰

整 理 号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
12474	川内63号線	宇和島市川内甲1444番1地先から 宇和島市川内甲1444番1地先	令和7年6月30日
12483	川内72号線	宇和島市川内甲1444番1地先から 宇和島市川内甲1444番1地先	令和7年6月30日